平成２７年（フ）第１２号
長野県諏訪郡下諏訪町5035番地７　コーポスリーゼ206
債務者　中村　正人
１　決定年月日時　平成27年５月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第８９号
和歌山市狐島243番地の52　ハイツ春日301
債務者　大野　千鶴
１　決定年月日時　平成27年５月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第９７号
和歌山県紀の川市桃山町市場15番地６
債務者　井上由美子
１　決定年月日時　平成27年５月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３６３号
名古屋市天白区一本松２丁目503番地　第２白鳳ビル201号
債務者　河合　　武
１　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０３号
愛知県春日井市柏原町１丁目129番地１　ヴィラクレアモント203号
債務者　川俣　知美
１　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１４号
名古屋市北区安井３丁目４番２号　市営成願寺荘東２棟604号
債務者　葛尾　桂三
１　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６９号
青森市久須志１丁目18番３号
債務者　石塚　雅美
１　決定年月日時　平成27年５月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７号
名古屋市天白区平針１丁目220番地　グランシャンブル原２Ｂ
債務者　山本　慶一
１　決定年月日時　平成27年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６５４号
東京都板橋区高島平２丁目26―３―1303
債務者　越村　伸夫
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６７９号
東京都墨田区堤通２丁目８―15―902
債務者　清水　國秀
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７１８号
東京都文京区本駒込５丁目19―２―603
債務者　小田切靖男
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７４０号
神奈川県横浜市西区平沼１丁目30―７―７Ａ号
債務者　木藤眞由美
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７４８号
神奈川県厚木市温水2272―７
債務者　市川　隆道
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７５５号
東京都北区田端新町３丁目18―７―301
債務者　柳川　智秀
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８４１号
神奈川県川崎市多摩区栗谷３丁目22―６
債務者　芦澤　和人
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８４２号
埼玉県八潮市大字浮塚1041―15
債務者　野口　正子（旧姓月居）
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部